

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会ホームページ広告掲載
の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が運営するホームページへの広告掲載について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、本会が行うホームページへの広告掲載とは、広告の掲載を希望する企業及び団体が広告料を支払うことにより、本会の運営するホームページの所定の箇所に、自己の広告を掲載するものとする。

なお、本会会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 ホームページ広告掲載に用いる広告の種類は、バナー広告（以下、「広告」という。）とする。

3 広告は、本会ウェブサイト (<http://www.chibakenshakyō.com>) から、申請者が指定するウェブページに直接移動させるための広告画像とする。

(広告の要件と範囲)

第3条 広告は、次の各号に該当する場合には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治思想、宗教の普及・啓発を目的とするもの
- (4) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (5) 内容が不明確、信憑性の欠けるもの
- (6) 私的な内容及び連絡事項に関するもの
- (7) 広告掲載の結果、ホームページ利用者に損害を与える可能性のあるもの
- (8) 前各号に規定するもののほか、掲載することが不適切と本会事務局長が判断したものの

(広告掲載の申請)

第4条 広告を掲載しようとするもの（以下、「申請者」という。）は、「社会福祉法人千葉県社会福祉協議会ホームページにおける広告掲載申請書」（第1号様式）（以下、「申請書」という。）により、当該広告の掲載を希望する月の前月15日までに提出する。

(審査、決定)

第5条 本会は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、広告内容等を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否が決定したときは、その結果を「社会福祉法人千葉県社会福祉協議会ホームページにおける広告掲載決定通知書」（第2号様式）により、申請者に通知する。

3 広告掲載の希望が枠数を超えた場合は、先着順とする。

(広告の規格と内容)

第6条 広告の規格は別表1「広告規格表」のとおりとする。

2 別表1「広告規格表」に定められていないものは、申請者と本会が協議のうえ決定する。

3 広告原稿は、申請者の責任及び負担で作成する。

4 広告のデザイン及び内容は、本会ホームページのイメージを損なわないものとする。

5 広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生した場合は申請者が負担する。

(広告の掲載位置と枠数)

第7条 広告の掲載位置及び枠数は、本会が別に定める。

(広告の掲載単位と掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、1か月・6か月・12か月の期間とする。

2 広告の掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の初日とする。ただし、広告の掲載内容を確認するときには、本会が定める日より掲載できる。なお、その期間については、広告料は発生しない。

3 広告の掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の末日とする。ただし、広告掲載終了日が休日等に当たるときは、繰り下げることができる。なお、その期間の広告料は発生しない。

4 広告の掲載期間中に、サーバーメンテナンス等で本会の都合により本会ホームページを一時閉鎖したときは、別表2「広告掲載延長表」のとおりとする。

5 天災地変その他のやむを得ない事由のため、本会ホームページの運営を一時停止した場合は、申請者と本会が協議のうえ延長期間を定める。

(広告料)

第9条 広告料は、別表3「広告料表」のとおりとする。

2 本会は、決定通知書を基に別表3「広告料表」に消費税相当額を加算した料金を請求する。

3 申請者は、本会が指定する期日までに広告料を支払わなければならない。また、支払いに伴う手数料等は申請者が負担する。

(広告内容の変更)

第10条 申請者は、原則として月単位で当該広告の内容等を変更することができる。

2 前項の規定により広告内容等を変更する場合は、申請書(第1号様式)により、当該広告掲載を変更する月の前月15日までに提出する。

(広告掲載の取り消し)

第11条 本会は、次の各号に該当する場合には、申請者の許可なく広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき

(2) 広告主及び広告内容、リンク先が各種法令に違反しているとき

(3) 第3条の規定に該当するとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 申請者は自己都合により、本会ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げ場合は、申請書(第1号様式)により提出する。なお、広告掲載を取り下げる期日については、本会と申請者が協議のうえ決定する。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、広告掲載料を返還しない。

(広告掲載期間の延長)

第13条 申請者が広告掲載期間を延長する場合には、申請書(第1号様式)により、当該広告の掲載期間が終了する月の15日まで提出する。

2 本会は、前項の規定に基づく継続書を受理したときは、第5条と同様の手続きを行う。

(広告の責務)

第14条 申請者は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関して損害請求された場合は、申請者の負担と責任のもと解決する。

(免責事項)

第15条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日に一部改正し、同日から施行する。

別表1「広告規格表」

項目	規格（1枠につき）
サイズ	タテ50ピクセル ヨコ165ピクセル
データ量	10キロバイト以内
データ形式	GIF形式またはJPEG形式（動画可）

別表2「広告掲載延長表」

閉鎖した時間	延長期間
連続して6時間以上24時間未満	1日
連続して24時間以上	閉鎖日数+1日

別表3「広告料表」

期間	金額
1か月	12,000円
6か月	60,000円
12か月	100,000円

(第1号様式)

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会ホームページにおける広告掲載申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
事務局長 様

(申 請 者)

住 所 : 〒
事業者 :
代表者職・氏名 : . 印
連絡先部署名 : (担当者名 :)
電話番号 :
F A X :
E-mail :

下表のとおり、千葉県社会福祉協議会ホームページへのバナー広告の掲載を申請します。

区 分	新 規 ・ 継 続 ・ 変 更 ・ 中 止
リンク先アドレス	
バナー広告の内容	別紙のとおり (印刷物添付、別途データファイル送付)
掲 載 希 望 期 間	<input type="checkbox"/> 平成 年 月から平成 年 月まで (1月× か月間) <input type="checkbox"/> 平成 年 月から平成 年 月まで (6か月間) <input type="checkbox"/> 平成 年 月から平成 年 月まで (12か月間)
広 告 主 の 概 要	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり
備 考	

- 注意 1 バナー広告の規格は、縦 50 ピクセル×横 165 ピクセル、データ量 10KB 以内とします。
2 掲載期間は、1か月、6か月、12か月単位とします。
3 掲載を中止した場合においても、広告料は返還しません。
4 申請内容に変更が生じた場合は、必ず連絡してください。

(第2号様式)

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会ホームページにおける広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
事務局長 印

平成 年 月 日に申請のありました千葉県社会福祉協議会ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容 (掲載する 掲載しない)

掲載する場合、その期間

- 平成 年 月から平成 年 月まで (1月× か月間)
平成 年 月から平成 年 月まで (6か月間)
平成 年 月から平成 年 月まで (12か月間)

掲載しない場合、その理由

[